

総務文教委員会記録

[第2日目]

1 日 時 平成29年 9月22日 (金曜日)

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前11時57分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 10人

委員長 高田重信

副委員長 高道秋彦

委員 金谷幸則

// 竹田 勝

// 上野 蛭

// 東 篤

// 松尾 茂

// 赤星 ゆかり

// 村上 和久

// 高見 隆夫

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【教育委員会】

事務局長	酒井 敏行
理事（図書館長）	清水 孝夫
事務局次長（総務・社会教育担当）	大場 一成
事務局次長（学校教育担当）	斉藤 保志
教育総務課長	酒井 秀祐
統合校整備等推進室長	岸 重臣
学校施設課長	水高 清志
学校教育課長	高木 健吉
学校保健課長	片山 建
生涯学習課長	梅沢 宗仁
大沢野教育行政センター所長	松尾 克己
大山教育行政センター所長（大山歴史民俗資料館長）	滝川 智士
八尾教育行政センター所長（八尾化石資料館長）	飯田 勉
婦中教育行政センター所長	上野 武彦
民俗民芸村管理センター村長	箕輪 吉泰
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
大沢野生涯学習センター所長	平野 雅憲
教育センター所長	小杉 峰広
市民学習センター所長	中道 文夫
科学博物館長	宮本 博行
郷土博物館長	井村 寿恵
学校保健課主幹	小川 徹雄
教育総務課主幹（調整担当）	本郷 由佳

【財務部】

部長	奥村 信雄
次長	立花 宗一
次長（税務担当）	山本 純一
税務事務所長	村上 良一
参事（財政課長）	浦野 弘司
参事（納税課長）	奥沢 靖
管財課長	刑部 博規
契約課長	野嶽 誠司
工事検査課長	牧 雅浩
市民税課長	高畠 利明
資産税課長	高柳 誠
債権管理対策課長	吉武 稔
用地課長	嘉藤 稔
税務事務所税務課長	池田 太
財政課主幹（調整担当）	土地 満

【企画管理部】

部長（選挙管理委員会事務局理事兼任）	本田 信次
次長	前田 一士
次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	田中 伸浩
行政管理課長	渡辺 康裕
行政管理課主幹（情報公開制度推進担当）	大野 満
企画調整課主幹（調整担当）	高橋 洋

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課主幹	坂口 輝之
議事調査課主査	大塚 宏明
議事調査課主任	野島 美央

7 会議の概要

委員長 ただいまから、総務文教委員会を開きます。

〔傍聴の申込み（2名）について諮る

…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 これより、教育委員会所管分の議案の審査を行います。

議案第99号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第10款教育費、第2条債務負担行為の補正中、富山市立五福小学校調理等業務委託費、富山市立大広田小学校調理等業務委託費、

議案第103号 富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第104号 富山市立図書館条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第106号 工事請負契約締結の件（倉垣小学校大規模改造（その2）主体工事）

議案第107号 工事請負契約締結の件（岩瀬中学校校舎改築（北館）及び大規模改修（中館）主体工事）、

議案第108号 工事請負契約締結の件（岩瀬中学校校舎改築（南館）主体工事）、
以上6件を、一括議題といたします。
順次、当局の説明を求めます。

教育委員会事務局長 おはようございます。まずは、先般、委員長より、前回の6月議会から委員会の議事録も公開となっていることから、後々、委員会当時の事情を御存じない方が議事録を目にしたときに誤解を招かれないとも限らないので、今後注意されたいとの御助言をいただいたところでございます。委員会につきましては、本会議と異なりまして、当日、その場での話し言葉でのやり取りでございますから、そのまま文書に残した場合、真意が正しく伝わらないといったことは十分考えられます。幸い、これまで教育委員会にはそのような御意見等は届いておりませんけれども、今後は、今まで以上に慎重な発言を心がけたいと思っております。委員長には、御心配いただきありがとうございます。それでは、改めまして、平成29年9月定例会の議案審議に当たっての御挨拶を述べさせていただきます。本日、議案となっております教育委員会所管の案件につきましては、予算案件で、平成30年度学校給食民間委託の債務負担行為の設定、ま

た、条例案件では豊田公民館の移転改築に伴います富山市公民館条例及び富山市立図書館条例の一部を改正する条例制定の件、さらに、契約案件で、倉垣小学校大規模改造（その２）主体工事など請負契約締結の件が３件でございます。次に、報告案件につきましては、平成２８年度富山市一般会計継続費精算報告書についてでございます。議案内容等につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、御審議の程よろしく申し上げます。

学校保健課長 〔議案第９９号中
平成３０年度学校給食民間委託の債務負担行為の設定について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

生涯学習課長 〔議案第１０３号について、
議案説明資料により説明〕

図書館理事 〔議案第１０４号について、
議案説明資料により説明〕

学校施設課長 〔議案第１０６号から議案第１０８号までについて、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

赤星委員 おはようございます。議案説明資料1ページの平成30年度学校給食民間委託の債務負担行為の設定について伺いたいと思います。参考というところに民間委託導入の基本方針として、「①民間委託の効果が発揮できるよう、食数の多い学校を優先する」とあります。ここでいう民間委託の効果というのは、どういったことを意味するのでしょうか。

学校保健課長 まず学校の栄養教諭や学校栄養職員という方々がおられるのですが、そういう方々が学校の中において食育の充実を図るため調理を民間委託することによって、そういった方々が調理に入る時間などが少なくなるので、食育に関する時間をつくることができるようになることでもあります。

赤星委員 それだけなのですか。

学校保健課長 そのほかに、調理に従事する人たちが、例えば、急に休みたいなどというときに民間のところをお願いしておくと、学校ではなくて民間事業者が、かわりの人を調達していただけ

るといふことがございます。

赤星委員 そのことと、食数が多いということが、どういふ関係にあるのか、ちょっと理解できないのですけれども。

学校保健課長 食数が多いところは、当然、それだけつくる量が多いので、手間がかかっていることが多いのですが、民間委託で調理の部門を全て事業者のほうにお願いすることによって、栄養教諭だとか学校栄養職員にほかの時間や食育の時間に使うことができるようになるというふうを考えております。

委員長 連携があるということですか。

学校保健課長 そうです。連携があるということです。

赤星委員 そのほかに民間委託の効果という場合に、経費の節減額が大きくなるということは想定されていないのでしょうか。

学校保健課長 当然、経費のほうも出てくるとは思っておりますが、やはり学校における教育、特に食に関する教育の充実を図れることが、まず第一だと考えております。

赤星委員 次の質問に行きます。債務負担行為の限度額として3年間で五福小学校が4,698万円、大広田小学校が4,578万3,000円となっていますが、現在の直営の場合は幾らでしょうか。

学校保健課長 五福小学校と大広田小学校は3年間の分でございますので、単年で申し上げますと、五福小学校は1,566万円、大広田小学校は1,526万1,000円になるのですが、配置基準で申しますと五福小学校は1,696万円、大広田小学校も同じく1,696万円でございます。

赤星委員 そうするとこの2校で、3年間で幾らの差額となってきますか。

学校保健課長 2校合わせて単年度で、299万9,000円でございます。

赤星委員 直営の場合と比べますと、年間大体300万円安くなるということですが、これは全てが調理従事者の方の賃金に回るわけではなくて、当然、民間企業ですので受託をされた企業本社の利益に回る分というのも生まれているということですよ。

学校保健課長 私どもはその内訳を承知しておりませんが、相手方は民間事業者であるということで間違いございません。

赤星委員 そうすると、給食の質を落とさないで、人件費をカットするということは、働く人がかなり低賃金になることが考えられるのですけれども、その点はどうでしょうか。

学校保健課長 私どもは一人一人の給料がどれだけ払われているかということは、もちろん承知しておりませんが、例えば調理員の数でいいますと、民間委託にした後のほうが、数が増えているということでもありますので、調理自体の質が悪くなっているとは思ってはおりません。

赤星委員 私もこれまでの委託前・委託後の調査に行きまして、実際に伺っておりますが、人数が多くなっているのは、正社員の方が少なくてパートさんが多いという構成になっているからだと思うのです。そこで、学校給食の調理員さんは、当然ですけれども、厳しい衛生管理や高い調理技術やアレルギー対応などを含めて、かなりの専門性とか熟練度が求められると思うのですけれども、これまで委託したところで、栄養士または調理士の資格を有し、

かつ、集団給食調理業務に従事したことのあ
る経験豊富な常勤者の割合というのは市直営
と比べてどうなっているのでしょうか。

学校保健課長 私どもが民間委託をするときに職員の配置で
お願いしていることは、いわゆる調理士の資
格もしくは栄養士の資格を持っていて、集団
調理業務等に経験豊富な方を多く配置する
ということだけでありまして、何人をどうい
うふうに置いてくださいますとまでは言ってお
りません。

赤星委員 それは検証できないということなのですね。

学校保健課長 委託契約した後、どのような方が、例えばど
ういう資格を持っておられるかということは、
当然、私どもも把握しております。

委員長 今まで委託を行ったところは、ということ
ですね。

学校保健課長 はい。

赤星委員 把握しておられるのでしたら、どれぐらい経
験豊富な方がいらっしゃるという割合はわか
らないのでしょうか。

学校保健課長 民間委託の事業者の、いわゆる秘密事項に当たるところでありますので、事業者のほうにそこをすぐに関示していいかどうかを聞いてみないと、今現在は申し上げられません。

赤星委員 ぜひ開示をしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

学校保健課長 そこは事業者と話してみたいと思います。

赤星委員 まだ幾つも質問があるので、ほかの方も質問……。

委員長 この債務負担行為の関連でですか。

赤星委員 はい。いいですか。

委員長 債務負担行為の件をしてしましましょう。

赤星委員 東委員も取り上げられましたけれども、教育委員会としての検証である、平成27年度富山市学校給食民間委託の検証結果報告書を私もいただきました。平成27年度に民間委託が導入された3つの小学校で、例えば「定期的に清掃、消毒は行われているか」という項

目で、3校ともで「改善を要する状態」のバツや、「注意を要する」の三角がついています。また、平成28年度では、まだ1学期分だけですけれども、2つの小学校で4回の調査で、「冷凍庫・冷蔵庫の内部は常に清潔で整頓されており、庫内温度は適正に管理され、記録・保存されているか」の項目で、1校で4回のうち三角とバツが1回ずつ、もう1校では、4回とも三角がついています。私は、給食の質の変化を心配していましたが、こういう基本的な調理作業や食材管理などに関する衛生管理状況調査でバツや三角が何度もつくということを見てびっくりしたのですけれども、あってはならないのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

学校保健課長 まず私のところが行っております衛生管理状況調査というのは、安心・安全な学校給食を提供するために、導入が初めてのところとか、まだ経験の浅い民間事業者のレベルアップを目的とするためのものであります。それで、基本的には事業者間を比較するものではないということは御理解いただきたいと思います。その中で、今おっしゃったようなことについて、まず、1年目で初めてやるところとかもあります。私どもの栄養士が、突然、学校の

ほうに行って検査をしますので、確かに二、三カ月続けて、バツだとか三角がつくことはあるのですが、おかしいことはその場で当然すぐに指摘しますし、その後は、翌年の結果などをごらんいただければと思うのですけれども、改善が図られているというふうに私どもは思っております。二、三回あるのはよくないと思いますが、それも含めて正確に、厳しく見ているということのあらわれだと思っております。

赤星委員

調理技術の面でも、一番最初の年の平成25年度に民間委託された小学校で、当時、何回も焦がしてしまうことがあったと報告されていて、私は学校に聞きに行きました。どうしてですかと聞いたら、焦げやすい釜なのだと言われましたけれども、3年目にしてこういう報告が載っています。調理技術が向上し、揚げ物の型崩れや煮物の焦げはほとんどなくなったとあるのです。ということは、3年間ずっと、相当回数焦がして出してしまうたということがあるのではないのでしょうか。どういうことでしょうか。

学校保健課長

例えば焦がしてしまって、その日の給食が提供できないということであれば、私ども学校

保健課に必ず連絡が来るようになっておりますが、その後、聞いておりませんので、ないものと思っております。

赤星委員 3年目でほとんどなくなったとあるので、それまではあったという意味ですよね。

委員長 今のは、あったという報告がなかったということですよ。

学校保健課長 そうです。

委員長 教育委員会へ報告がなかったということをおっしゃられるのです。

赤星委員 市直営の調理場の場合は、このような調理作業や食材管理などに関する衛生管理状況調査でバツだとか三角だとかが何度もつくというようなことはあるのでしょうか。

学校保健課長 衛生管理状況調査は民間事業者のみにしております。直営の調理場ではしていません。

赤星委員 民間委託では、市の栄養士さんが、民間会社の現場責任者である統括責任者とかチーフと呼ばれる方以外の、ほかの調理従事者の方へ

調理中に、目の前で「そこは違うよ」とか「そこは、こうして」とかの直接指示することはできないことになっておりますよね。

学校保健課長 はい、できません。

赤星委員 それは労働者派遣法の偽装請負に当たるからということでしょうか。

学校保健課長 はい、そのとおりでございます。

赤星委員 例えば管理だとか調理技術が違うとかで問題があるという場合に、目の前で調理をしている人に、栄養士さんがそこに入って、直接指示できれば、このようなバツだとか三角が何度もつくという事態は起こらないのではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

学校保健課長 当然、富山市の学校保健課の栄養士も行くのですが、学校にも栄養士の先生がおります。今ほどの話はおっしゃるとおりの部分もあると思いますので、そこは話をしていきたいと思います。なるべくかかわるということについては、こちらもかかわっていきたいという部分があります。

委員長 注意をするということですか。

学校保健課長 今、調査業務をやっている以上に、調理のところに入るというのは、なかなか難しいところはあるのですが、栄養士の先生がおられない未配置校などといわれるところについては、学校保健課の栄養士が半日ぐらい行って、当然調理場に入りながらやっておりますので、そういった話是可以できるのかなと思います。

赤星委員 その場合は、さっき言いました偽装請負にはならないのですか。

学校保健課長 未配置校は民間委託をしていない学校になります。

赤星委員 民間委託になっているところで、そういうバツとか三角がついているのは目の前で直接指示ができないことも関係あるのではないかという質問をしているのです。

学校保健課長 調査をしている段階では、もちろん私どもが直接指示はできませんが、なるべくちゃんとした給食をつくるという観点から、総括責任者にその旨を話しながら改善を図っていった

らと思います。

赤星委員

これまでも当然、学校へいらっしゃる栄養士さんと統括責任者はミーティングを行っておられると。それでもなおかつ、目の前で実際に作業をしている人には直接指示をできないので、問題が起きているのではないかということなのです。これまでに、民間委託された会社の求人情報がしょっちゅう出ているのですけれども、最近の求人情報によると、パートさんで時給が790円から800円というふうに、今は最低賃金ぎりぎりになっております。フルタイムでも月額13万円で、賞与はなく1年ごとの契約とか、パートさんは学期ごとの雇用とか、そういう募集がほとんどです。しかも経験不問ですよ。フルタイムの方は資格があったほうがちょっと高いのですけれども、パートさんはほとんど経験不問となっています。ということは、やっぱり経験のない方、また経験の浅い方が現場で増えていることによって、こういう問題一バツや三角がつくという事態が引き起こされているのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

学校保健課長

私どもはあくまでも、契約する際に仕様書で

うたっているところをお願いしているところ
でございます。それは民間だろうが市で直接
雇う調理員だろうが同じことではないかと思
っております。

赤星委員

先ほども学校保健課長の答弁がありました
が、先日、本会議で酒井事務局長も東議員の質
問に答えられまして、衛生管理状況調査は学
校給食調理の経験の浅い民間事業者のレベル
アップを目的に学校保健課の栄養士が、定期
的に学校に赴き、調理作業や食材管理に関す
る60項目を客観的な視点で、調査・研究を行
っているものと答弁されたのですが、私は、
これを聞いて大変驚いたのです。これまでの
委員会記録を取って、読み返してみました。
民間委託が初めて提案された平成24年9月
定例会の経済教育委員会では、こんなふうに
答弁しておられます。「委託する業者の選
定に当たりましては、集団給食の経験を有して
いる業者、また集団給食の経験者を配置でき
る業者を選定することにしております」また、
「民間業者は、技術的能力、調理において、
集団給食で培ったそれぞれの会社のノウハウ
を持っておられます。そのノウハウによって、
効率化を図れると思っております」というふ
うに答弁しておられるのですけれども、これ

を聞いていましたら、いかにも民間事業者はものすごいノウハウを蓄積していて、技術的にも高いというふうに、誰もが思うと思うのです。ところが今回、学校給食調理の経験の浅い民間事業者のレベルアップを目的に調査したのだということをおっしゃって、今までのことは何だったのだろうと思うのです。結局、以前から言われてきた民間事業者のノウハウで効率化というのは、何だったのでしょうか。

学校保健課長

まず、5年前は比較的、学校給食にまだ参入していない民間事業者が多かったというふうに想像されます。それと学校給食は、小学校1年生から中学校3年生まで、成長期に合わせた給食をつくることであって、例えば小学校1年生ですと、じゃがいもを1つ呈するに当たっても、大きさを考えて食材をつくらないといけないということで—当然、民間事業者は、老人ホームだとか病院だとかにおける切り方などのノウハウを持っておられますが、小学校1年生が食べる大きさだとか、中学校3年生が食べる大きさだとかとは、いろいろと違いますからそういったことを習得してもらおうという意味でのレベルアップのことであって、決してレベルが低いとか高いとかを言

っているものではないということであります。

赤星委員

それを聞いて、改めて思うのです。毎日毎日子どもが食べるわけですから、それによって体がつくられて、食べたもので体になっていくわけです。そこで「いや、きょうは切り方が大きかった」などと習得をされるというのは、どうしても納得がいかないのです。市直営の調理員さんにお話を聞いたとき、さっきの焦げやすい釜の学校にいたという方にお話を聞いたときに、「私たちは、子どもに不完全なものを出すわけにはいきません」と言い切られました。はっきりと言われました。

「慣れるまでは、慣れた人にポジションをかわってもらって、絶対に焦がすことはありませんでした」とはっきり言われました。これが、本当のプロ意識だなと、非常に感心して、感動したのですけれども、学校給食は、教育の現場であり、教育の一環です。子どもの体をつくっていくものですから、こうした経験の浅い民間事業者の皆さんにそこで習得をしてもらおうというのは納得いかないと思うのですけれども、どうでしょうか。

学校保健課長

民間事業者の従事していただいている方は、決して給食をつくることに対して否定的では

ありませんし、逆に、熱意を持ってやっておられる方—私も話をしたことがあるのですけれども、決してそういうことはないのかなと思います。先ほど申し上げた大きさだとかという話は、食べやすい大きさということであって、そのレベルでみんなが、小学校1年生から6年生の子どもたちが食べやすいものを工夫してつくってもらおうという意味であって、そういう捉え方ではないということで御理解いただければと思うのです。

教育委員会事務局長

導入当初は、それこそ経験豊富な、要は全国レベルでやっておられるところが入っておいりました。何でもつくって経験して業務委託しても特段、赤星委員が懸念されているような大きな問題も起きていないと。学校の運営上においても先ほど学校保健課長も申しましたように、子どもに対して食べさせるだけではなくて、栄養指導や食事に対する指導を行えるといったようなメリットも出てきているということと、あと「育てる」という表現をいかにとるかということだと思うのですけれども、そうは申せ、やはり一部の大手の事業者の中に—そうなると経験のあるところしか参入できないわけです。こちらのほうも、委託のノウハウを積んでおりますので、逆に例え

ば、市内、県内でそういう業務を行っている事業者にも門戸を—最初は戸惑うことであろうかと思えますけれども、こちらのこれまで積んできた委託に関するノウハウと、事業者のこれまで持つておられるさまざまな知識等をうまく活用しながら、委託を進めてきたところでもあります。細かいところを言いますと、いろいろとありますし、議場でも何度か取り上げられました今回の調査資料は、あくまでも絶対評価でございまして、いわゆる通知表ではございません。成績を改善するために、課題をつまびらかにして改善を促すということが目的でございます。一方、直営のところについては、市の直営ですから、内部で自己評価というのはなかなか難しいですし、そういったところの点検については、逆の面で問題もあろうかと思えます。ですから、そういったところで民間と直営の比較は、正直なところ、我々内部でもなかなか難しいのです。同じような調査をしたらどうなるのかというところもあろうかと思えますけれども、調査をして出すのが目的ではなくて、安全な給食を提供し、子どもたちに食育をきちんと学んでもらうということが学校給食の目的でございますので、調理形態あるいは調理者については、そういった意識を共有していただいて、

引き続き安全で良好な給食が提供されれば、市としては提供形態については委託であろうが直営であろうがどちらでも構わないというふうに思っております。総合的に判断をいたしまして、人員の確保の観点あるいは健全で安定的な給食の提供という観点から、やはり民間に委託をするというのも一定程度必要ではないかという判断で進めてきているものでありまして、議場でも答弁させていただきましたけれども、全てを委託するという考えは持っておりません。委託業者は民間ですしビジネスなので、経済的な活動として請け負える一定程度の規模がないと請け負っていただけませんので、そういったところでこういう基本方針を掲げていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

赤星委員

今おっしゃいました安全な給食の提供は、本当に一番大事なところですよ。あと、食育につきましては、栄養士さんが2校とか兼務をしていらっしゃるのですよね。先日、総務文教委員会の視察で行った埼玉県草加市では、市の予算で栄養士を配置している学校もありましたし、東京都内の区でも、全校に栄養士を配置しているところもあると聞いております。そういった面での努力も必要かと思うので、

先ほど質問しました栄養士が直接指示できない問題というのはあると思います。そういったことをこの理由とされるのは、今聞いても納得できない点でした。

委員長 意見ということによろしいですか。

赤星委員 はい。

竹田委員 民間委託についてでございますが、当然、自校調理ということだと思っておりますが、議案説明資料2ページの表を見ますと、平成28年度の「速星中学校（センター化）」と書いてあるのです。これは給食センターみたいようなことで理解していいわけですか。

学校保健課長 はい、さようでございます。

竹田委員 もう少し詳しく説明してください。

学校保健課長 給食センターには北と南がございますが、そこでつくったものを受配し、速星中学校で受けることとなります。北と南のどちらもなのですが、既に民間委託を実施しているということで、民間委託に移行したという認識にしております。

竹田委員 そうすると速星中学校の場合は、北と南のどちらの学校給食センターなのですか。

学校保健課長 南学校給食センターでございます。

竹田委員 南学校給食センターは、何校ぐらいやっているのですか。

学校保健課長 どちらも6,000食ぐらいつくれて、どちらかが10校分、もう一方は11校分だったと思うのですが、そこでつくったものを配っております。そのうちの1つとして速星中学校が南学校給食センターのほうから受け取るということになっております。

竹田委員 そうしますと、南学校給食センターでつくった分が民間委託として速星中学校に入っている。そのセンターの中では、要するに市の調理職員が給食をつくるのに携わっていて、両方の形態があるということですか。

学校保健課長 その給食センターでは、調理業務は既に民間委託をしております。栄養士の先生とかは県から来られたりしております。

竹田委員 そうしたら、このセンター化というのは、速

星中学校だけではなくて随分あるということですか。表の見方が何か……。

学校保健課長 大半の中学校はもうセンター化をしております。それで、速星中学校は単独校で残っていたのですが、それがセンターに吸収したというか、センターでつくることになったということでございます。

竹田委員 よく理解できました。そうしますと、センターから最寄りの学校にデリバリーすることで、そのデリバリーの間にも冷めたり、あるいは配膳が乱れたり、おいしさが劣化したりということはないのですか。

学校保健課長 まずデリバリー、配送なのですが、できてから30分以内にお届けするというようにしております。それで、崩れないように専用の倉庫を用意して、専用の車で運んでおりますので、冷めることなく温かい給食を温かいまま、冷たいものは冷たいまま届けるようにしております。

竹田委員 関連して言うのですが、今の富山市のこのことと直接は関係しないかもしれませんが、皆さん御承知のように、二、三日前、大磯町の給

食について、千葉県から大磯町まで運んでいるという報道があったわけですよ。そういうことで……

委員長 竹田委員に申し上げます。あくまでも富山市の議案の中で、手短にお願いします。

竹田委員 だから、そういうことにならないように、30分以内ということをやっているのですが、私は、民間委託であっても全部、自校でやるのだなと思っていたら、ここちょっと目をとめたらセンター化と書いてありましたので、そういうことになる可能性は全く否定できないわけですよ。業者との関係によって業者が品質管理を怠ったりするということですから、そういうことについては、十分に注意を払ってやっていただきたいと、これはお願いします。

東委員 私は、一般質問でも話をさせていただきました。それで、一般質問のときの答弁でも指摘事項は確実に減少していると、衛生状況の改善が図られているものと考えておりますということなのですけれども、そうは言っても、平成28年度の1学期で4回連続三角のところもあったということです。おいしいとか言

う前に安全で安心な給食が提供されなければもうだめなわけでありまして、やはり私は、この衛生管理は全て守られてこそ本当に安全で安心な給食が提供できるという見方をしなければならぬと思います。というのは、やはり指摘事項が改善されたといっても小さな指摘事項の積上げが事故につながるものという見方をしなければならぬというふうに思っているからであります。指摘事項が減少しているということでありましてけれども、いまだに指摘事項が出てくるということに関して、どうお考えかお聞かせください。

学校保健課長 1つ例を申し上げますと、平成25年度に導入いたしました杉原中学校におきましては、委員がおっしゃったように、例えばバツが年間10個あったのですが、その後、平成26年度、平成27年度におきましては、バツは全てなくなっております。あと同じく、城山中学校においては、バツは平成25年度に1個つきましたが、平成26年度、平成27年度はゼロになっております。私たちも改善はしているものと思っております。

東委員 改善されているということではありますが、衛生的な事故につながる可能性があるというこ

となので、しっかりと衛生管理状況調査の継続をしていくということですが、私は、検証がまだしっかりと行われていないと思います。新しいところに関しても、三角が出ているということなので、早急にこの民間委託の導入を進めていくというのは、私はやはり問題ありというふうに思っております。

委員長 今の債務負担行為に関連した質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 それでは、次の質疑をお願いします。

松尾委員 倉垣小学校と岩瀬中学校の大規模改修契約締結のこととはちょっとまた違うのですけれども、そのことによって児童・生徒に部活動のことで、いろいろと障害があるのではないかと思います。具体的に言うと、岩瀬中学校で、ソフトテニスのコートが使えないということで、このことにつきましては、学校施設課を通じて馬場記念公園とか違う場所を貸し出すという形になったのですけれども、でこぼこで使えないコートにポールを立てるという無駄なことが現実にあったということに対して、

すごく気になっておりました。恐らく学校側の問題ではないかなというふうに思うのですけれども、そこら辺の学校施設課との連携というのはどのようになっていたのかお聞かせいただきたいと思えます。

学校施設課長

今御指摘がございました岩瀬中学校のテニスコートでございますが、確かに今、おっしゃられたとおりちょっと荒れてはいたようではありますが、最初は学校のほうでは、そこを使えるのではないかというふうに考えていたようであります。ただ、実際に使ってみると多少ふぐあいがあるということでありましたので、御指摘がございましたとおり、馬場記念公園ですとかほかの場所を用意しておりました。確かに、先生方も実際に動かしてみてもというところがあったと思うのですが、逆に言うと、こちらのほうが、学校のほうにもう少し歩み寄った形で、事情といたしますか、状態を確認して進めればよかったかなということがあるかと思っております。今、御指摘されたようなことを何とか教訓にいたしまして、今後、このような事業を進める際には、学校の御意見ですとか、そういうものを十分に酌み上げた上で進めていきたいと思っております。

松尾委員 ちよつと残念なことですけれども、しっかりと連携をとって、こちらから指導するぐらいのことでないとやっぱりだめなのかなと、そういうふうに思ったのです。今の倉垣小学校だとか、ほかのところではそういった部活動の影響というのはいないですか。

学校施設課長 工事をやっておりますと、どうしてもグラウンドに仮設校舎が建ったりして少し狭くなったりしますので、全く影響がないということはないのですが、できるだけないような形で進めております。それで、どうしてもできないというようなことは今のところは伺っておりません。

松尾委員 ほかの場所のグラウンドを借りるだとか、そういったことまでは起きていないということでもいいですか。

学校施設課長 ほかのところで、例えば今、水橋中学校で体育館の改築を行っておりますが、そういう場合は横の水橋中部小学校の体育館を借りたりとかということはやっております。

松尾委員 申しわけないですが、話をテニスコートのことに戻すのですけれども、馬場記念公園を使

ってくださいということになっているのですが、現実には、今、岩瀬スポーツ公園を使っているのです。これについては、今は協会の人たちがお金を自腹で出してということをやっているようなのですけれども、岩瀬スポーツ公園を使うことに対して市からその分の支払いというか、なぜそういったことができないのかということをお聞かせください。

学校施設課長 すみません。反対にちょっとお聞きしますが、それは学校の授業の部分でしょうか。それとも、学校開放か何かの件でしょうか。

松尾委員 放課後にやっている学校の部活動のことですけれども。

学校施設課長 今まで、こちらが学校から伺っている部分については、先ほど申し上げた馬場記念公園とかのほうで部活をやっているということで、そちらを入れさせていただきましたので、そちらまで使っているのは、すみません……

委員長 把握はしていないのですね。

学校施設課長 はい。

松尾委員 この場で申しわけないです。そうしたら、後ほど、しっかりとまた打合せをやります。

赤星委員 先ほど、竹田委員が御質問された速星中学校の給食センター化のお話ですけれども、経緯がちょっと説明で抜けていたのではないかと思うので、補足的に聞きたいのですけれども、速星中学校は旧婦中町の中学校として、ずっと自校調理でした。それで、生徒数が増え過ぎまして教室が足りなくなると。ようやく増築が決まったのですが、敷地がなくて給食室を壊してそこへ校舍棟を増築するということになりました。それでは給食はというと、南学校給食センターから運ぶと。やむを得ずそういうことになったという経緯がございましたが、それで間違いはないですか。

教育委員会事務局次長
(学校教育担当) 今回の件は、認識としては間違いだと思います。全体的に生徒数が減ってきていまして、先ほど学校保健課長が申しましたように6,000食ずつぐらいをつくっていますが、子どもたちの人数が減ったことによって、スペースが出て来たわけですから。それが30分以内で速星中学校も配送できるということでしたので、南学校給食センターのほうから速星中学校に行くということなのです。ですから、30分

以上かかる城山中学校では、民間委託で自校炊飯しています。

赤星委員 速星中学校の教室不足で転用するスペースも何もないということで増築が決まりました、スペースがないからどうするのだとなったときに、給食室のところを壊さざるを得ないというふうになった経緯と理解しているのです。そのままだったら特にセンター化する必要がなかったわけですがけれども。

教育委員会事務局次長
(学校教育担当) センターから運ぶ必要があったからではなくて、センターから運ぶことができるようになったということなのです。それで、速星中学校にも配送することになったということです。

委員長 すれ違いがあるようですが、教育委員会側とすれば、給食をセンターから運ぶことができるようになったということで、赤星委員が言っておられるように、生徒数が増えたので、センターでつくるという観点からではなかったということですよ。だから、理由づけは赤星委員の思い違いなのか、聞き違いなのかわかりませんが、経緯はもう一度、しっかりと確認した中でやられればいいのではないかと思います。

赤星委員 本会議で速星中学校の増築問題を取り上げまして、その後、増築が決まったわけですが、経緯としてはそうなっていたわけです。

教育委員会事務局長 私は、当時おりませんでしたので、次長の説明のとおりだとすれば、速星中学校は、生徒数の増加で改築が必要となり、改築する際に、給食室がつかれないから壊したのではなくて、市内全体の児童・生徒数の減少によって、南給食センターに速星中学校の分を賄えるだけの余裕ができたことから総合的に両方のことを考慮し、改築に当たって、新たに給食室をつくるのではなくて、給食センターのほうから30分以内に運べるという状況でございましたので、そのような整備を行ったということです。給食室がつかれないから給食センターのほうで調理をするようになったというのが、結果としてそうなったかもしれませんが、教育委員会としてはそういうことではなくて、改築に合わせて給食のあり方を検討した結果、給食センターのほうでの対応が可能ということで、そのようにしたという理解をいただきたいというふうに思います。

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第99号中教育委員会所管分、議案第103号、議案第104号、議案第106号から議案第108号まで、以上6件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

赤星委員

ただいま議題となっております議案第99号富山市一般会計補正予算のうち、債務負担行為の補正中、五福小学校と大広田小学校の調理等業務委託費について反対です。単独校調理場の調理・洗浄業務の民間委託をさらに拡大する提案ですが、これまで5年間で民間委託された小・中学校16校での十分な検証が必要です。教育委員会が行った民間委託の検証結果報告書では、基本的な調理作業や食材管理などに関する衛生管理状況調査でバツ（改善を要する状態）や三角（注意を要する状態）が何度も報告されています。安心して安全な給食の安定的な供給のためには、どうしてこうなったのかということの十分な調査や検証なくして、さらなる民間委託の拡大にゴーサインを出すということは、議会としての責任が問われると思います。質疑を通して学校給食の経験の浅い民間事業者が入ったこと、人件費削減のため低賃金で未経験や経験の浅い調理従事者が多くなり、このような事

態につながっているのではないかということ
は否定できません。また、労働者派遣法の規
定で偽装請負になるので、市の栄養士が統括
責任者以外の目の前の調理従事者には原則、
直接指示できないことも無関係ではないと思
います。学校給食は教育の一環です。担い手
は、子どもたちの命を育む大事な仕事です。
民間委託の拡大ではなく、ここは一旦立ちど
まって、当委員会としても、もっと現場の視
察や、十分な調査が必要であることを申し添
えて、反対討論といたします。

金谷委員

私のほうからは、賛成の立場で討論させてい
ただきます。今ほどの学校給食の民間委託に
関しましては、今、実際に多くの生徒が、民
間委託による給食を食べているわけでありま
して、私も校長先生ですとか、PTA会長さ
んをはじめ、いろいろな会員の方に御意見を
伺いましたところ、皆さん、味ですとか、質
に関しては本当に満足していらっしゃいます
し、評価も高いということでありました。実
際に、私も給食代を払っておりますし、毎年、
給食の試食をさせていただいておりますけれ
ども、本当においしくでき上がっているとい
うふうに思っております。そういう意味では、
民間ならではの専門的な技術ですとか、知識

を生かして効率的に安心・安全な給食が提供できているものというふうに思っております。また、意見を聞かせていただきました校長先生方からは、本当に教育の一環として、学校栄養職員の方々が、本来の業務である食育の指導というところに非常に従事できているということ、学校運営上も非常に助かっているというふうな御意見もいただきました。よって、本議案に賛成をいたします。

委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ほかにないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第99号中教育委員会所管分を挙手により、採決いたします。

本案件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手多数であります。

よって、本案件は原案可決されました。

次に、議案第103号、議案第104号、議

案第106号から議案第108号まで、以上5件を採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって各案件は、原案可決・同意されました。以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、当委員会に付託されました請願の審査を行います。

平成29年分請願第11号 学校司書配置に関する請願

を議題といたします。

請願文書表は、お手元に配付のとおりであります。

まず、事務局に請願文を朗読させます。

事務局

〔請願文を朗読〕

委員長

本請願について、当局の見解を求めます。

学校教育課長

それでは見解を申し上げます。請願内容1につきましては、学校司書の配置に係る財政措

置の拡充などについて、全国都市教育長協議会などを通じてこれまでも国に働きかけているところであり、今後も引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。請願内容2の1校専任の学校司書を常勤で配置することにつきましては、現在、本市では、図書館の地域館や分館が併設されている学校を除き、学校の児童・生徒数により専任校と兼務校とがありますが、全ての小・中学校に学校司書を配置しております。学校司書は1日当たり5時間勤務であり、その勤務時間は、児童・生徒の図書室利用時間などにあわせております。教育委員会といたしましては、兼務校においても児童・生徒への図書の案内や図書室の蔵書の管理などは概ねできているものと考えてはおりますが、国の財政措置が拡充されれば、兼務校における学校司書の状況などを踏まえ、対応を検討したいと考えております。また、請願内容2の学校司書に関する特別の研修機会を設けることにつきましては、学校司書が所属する富山市学校司書研究会が行う司書の資質向上のための活動に対して補助金を出して支援しております。司書研究会では、活動の1つとして全国規模の研究大会に参加しております。また、県が主催する図書館教育講習会に本市の学校司書が参加

できることとしており、今後、市教育委員会としても研修会の実施を検討するなど、引き続き学校司書の資質向上に取り組んでまいりたいと考えております。

委員長

この後、本請願の審査は、討論・採決となりますが、本請願についての御意見またはただいまの当局の見解に対する質疑はありませんか。

松尾委員

紹介議員にもなっておりますので、一言訴えさせていただきたいと思います。この趣旨にありますとおりなのですけれども、教職員の教育活動のサポートということからも非常に重要な役割を担ってくださっています。何よりも子どもたちの読書の意欲を高めるということが一番ではありますけれども、趣旨にありますとおり、本当に学校の図書館の司書というのは非常にやることがたくさんあります。これを全てやるとなると、兼務というのはかなり大変だということは理解できると思います。そういった意味におきまして、今、当局がおっしゃられた中で、やっぱり国の財政支援というのは非常に重要で、一番大きいのかなというふうに自分も認識はしております。しっかりこういったことを国にも訴えて

いく中で、市としてもできることをしっかりとやっていくということが重要なのではないかというふうに思います。各委員の皆様は全会一致で賛同いただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

赤星委員 現在は小・中学校86校に53名の学校司書配置で、1日5時間勤務、1校専任は20名、2校兼務は33名ということですが、現在、司書の方々の配置にかかっている人件費といえますか、予算というのはどれくらいなのでしょう。

学校教育課長 予算額の、健康保険料とか介護保険料、年金等につきましては、1,061万5,000円です。賃金に関しましては、6,424万8,000円です。旅費等については2万円で、負担金補助及び交付金等については、31万5,000円というふうになっております。

赤星委員 全校に専任で配置される場合は、どれぐらいの予算が必要となってきますか。

学校教育課長 今、そこまでの計算はしておりませんが、1人当たりにかかる予算掛ける学校分と

いうふうになるかと思えます。ただ、学校数につきましては、岩瀬小学校、山田小学校・中学校、神通碧小学校、楡原中学校の5校は、いわゆる図書館の地域館とか分館が併設しておりますので、学校図書館司書という形では入っておりません。

赤星委員 司書の先生方は1日5時間勤務ということで、職業として、これだけで生計が立つようになっているのでしょうか。

教育委員会事務局長 職業というよりも学校に必要な人員を必要な時間配置するという考えで採用しております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
次に、念のために確認いたしますが、本請願を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き、審査を続けます。
これより、平成29年分請願第11号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、平成29年分請願第11号を挙手により、採決いたします。

本請願は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手全員であります。

よって、本請願は採択することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第38号 平成28年度富山市一般会計
継続費精算報告書第10款教育費

を、議題といたします。

順次、当局の説明を求めます。

学校施設課長

〔報告第38号中
小学校費について、
議案書により説明〕

生涯学習課長

〔報告第38号中

社会教育費について、
議案書により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終
結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、
議決不要のものです。
次に、教育委員会所管分で、議案及びただい
まの報告以外に、何か質問はありませんか。

赤星委員 さきの6月定例会の委員会でも質問をしまし
た就学援助の入学準備金の問題です。6月
には、文部科学省が金額の引上げを行われたと
ころですが、入学準備金なのでぜひ入学前に
支給してほしいということを、私もそれから
松尾委員もおっしゃられました。その検討に
ついてはどういうふうになったのか教えてく
ださい。

学校教育課長 就学援助の新入学学用品費の入学前支給につ
きましては、検討しているところでございま

して、予定では、平成31年の4月入学予定者から適用できないかというふうに考えております。

赤星委員 再来年の4月に入学を予定されている方から、入学前のいつに支給するのですか。

教育委員会事務局長 予算が絡みますので、検討中ということです。できるかできないかは、予算が通らなければいけません。

赤星委員 県内では小矢部市がことしの3月に実施されたと聞いています。滑川市と黒部市でも来年の3月に実施をされるというふうに聞いているので、ぜひ早めていただいて入学前に実施をしていただきたいと思いますのですが。

教育委員会事務局長 予算が絡みますので、「検討中」以上の発言は致しかねます。

赤星委員 ぜひ前向きに検討をお願いします。

高見委員 市内の小学校、中学校の中で一全部見ているわけではないのだけれども、校庭だとかテニスコートだとか、そういうところの管理状況が学校管理者によってもものすごく違ってきて

いるのです。雑草で荒れているところや、そうではなく、きれいになっているところがあって、やっぱり学校管理者の考え方がそこに反映されてきているなと思います。やはり、子どもたちに勉強を教えることも大事なことなのですが、今、富山市は環境モデル都市、環境未来都市、いろいろな形でアドバランを上げているさなかであって、子どもたちに環境の大事さを教えるということで、校庭の草をしっかりと自分たちで除去すると。雑草が生えていると、そこから蚊が出たり、いろいろな害虫が出てくると、そういうようなことも見えてきておりますので、教育委員会で1回しっかりと各学校の運営者に通達を出して、1カ月に1回あるいは、2カ月に1回でもいいから生徒を巻き込んで環境の大事さ、あるいはものの大事さ、あるいは校舎などのそういうような管理の大事さということも、しっかりと教えていくことが大事だろうと思いますので、早急にその検討をやってもらえないでしょうか。

教育委員会事務局長

高見委員が御指摘のことはごもっともでございます。まずは、実態を確認いたしまして一単純に想像しますと、例えば、もともと大きな学校なのですが、実は生徒数が少なくなっ

てきて、除草しなければならぬ1人当たりの面積がかなり大きいとか、いろいろな事情がもしかしたら出てくるかもしれませんので、現状を確認した上で御指摘の趣旨を踏まえて、こういった対応がいいのか教育委員会で協議させてください。

高見委員 これを放っておいて、ひどくなってくるとグラウンドのやりかえをしなければならない状況になるのです。そうなってくると、莫大なお金がかかりますので、早いうちに、ひとつよろしくをお願いします。

竹田委員 台風、強風が非常に多いものですから、学校のグラウンドの砂ぼこりというか砂じんが、風下の民家に入ったり畑の作物被害ということで、学校にクレームが入る実態があります。これについては、何らかの対応はされているのでしょうか。

学校施設課長 委員御指摘のとおり、最近風が強いことが多いので、砂が舞い上がっている話を聞いております。ことしも学校からも、ちょっとひどいのではないかという意見がありましたので、幾つかの学校で防砂ネットを増設しております。今後も状況など確認した上で、必要であ

ればそういうような対策をとっていきたいと思っております。

竹田委員 承知しているのですが、防砂ネットはある程度の高さしかないので、強風になると巻き上がって、その上を通過して、そういうような被害が多くなっているものですから、そういうことも合わせて御検討、対応をお願いいたします。

赤星委員 市立公民館の改築ですけれども、先ほど奥田公民館の報告がありましたが、耐震強度の足りないところを、今やっつけていっちゃると。ことし、倉垣公民館ができ上がります。その後、耐震化の終わった後は人口に対して基準も面積も足りないところが幾つかあるのですけれども、そちらにようやく手がついていくのかなと思っているところですが、来年以降はどういうふうにお考えかをちょっと聞かせてください。

生涯学習課長 今、委員がおっしゃいましたとおり、公民館につきましては、耐震化を満たしていないところがまだ幾つかありますので、まずそれを優先して取り組んでいくというふうに考えております。その後につきましては、施設の老

朽化の状況、あとは地域の—今言われたように、人口規模だとか、そういったものを勘案しながら総合的に判断させていただいて総合計画に位置づけながら進めていきたいというふうに考えております。

赤星委員 耐震化を満たしていない公民館が幾つかあるとおっしゃいましたが、幾つあって、あと何年かかる見通しなのかお答えいただけますか。

生涯学習課長 今年度に倉垣公民館が完成いたしましたので、耐震化を満たしていないのは、ことし8月末でいいますと4館残っております。八尾公民館、奥田北公民館、長岡公民館と船嶺公民館です。

赤星委員 これを完了させるには、何年くらいと見通しておられますか。

委員長 全て終わるのが何年くらいになるのかという予想ですが、わかりますか。

生涯学習課長 今現在、八尾公民館の実施設計に取りかかっているところでございますが、設計が終われば改築工事に取りかかれるものと思っておりますが、あとの3館につきましては、予算の

状況もありますので、あと何年という形では、今現在、わからない状況です。

赤星委員 予算も厳しいと思うのですが、災害のときには地域の防災拠点ともなりますし、ぜひ早く完了するように頑張ってくださいとお願いいたします。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、教育委員会所管分を終了いたします。教育委員会の皆さんは、退出願います。説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔教育委員会退室／財務部入室〕

委員長 これより、財務部所管分及び歳入等の議案の審査を行います。
議案第99号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第3号）第1条歳入歳出予算の補正中歳入全部、歳出第2款総務費中財務部所管分、第3条地方債の補正を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

財務部長 〔挨拶〕

財政課長 〔議案第99号中
一般会計補正予算（歳入・地方債）、
減債基金の積立てについて、
議案概要書及び議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

赤星委員 今、御説明いただきました減債基金の状況で
すが、今年度当初予算取り崩し額の8億7,
000万円をどんなふうに充てられたのか教
えてください。

財政課長 予算編成の中で不足する一般財源がありまし
たので、その財源を補うということで、8億
7,000万円を予算計上したところです。

赤星委員 ということは、いろいろな事業に充てる一般
財源の不足を補うということですか。

財政課長 そういうふうに思っただいて結構です。

委員長 ほかにはないようですので、これをもって、議
案の質疑を終結いたします。

ここで、事務局から他の委員会の審査状況を報告させます。

事務局 〔他の委員会の審査状況を報告〕

委員長 他の委員会の一般会計の審査が全て終了して
いますので、これより、議案第99号中財務
部所管分並びに歳入全部及び地方債の補正の
討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第99号中財務部所管分並び
に歳入全部及び地方債の補正を採決いたしま
す。
本案件は、原案のとおり決することに、御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって本案件は、原案可決されました。
以上で、財務部所管分及び歳入等の議案の審
査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている
報告第36号 健全化判断比率及び資金不足
比率報告の件、
報告第37号 専決処分報告の件（損害賠償
請求に係る和解の件）中専決第21号、
以上2件を、一括議題といたします。
順次、当局から説明を求めます。

財政課長 〔報告第36号について、
議案説明資料により説明〕

財務部次長 〔報告第37号について、
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終
結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、
議決不要のものです。
次に、財務部所管分で、議案及びただいまの
報告以外に、何か質問はありませんか。

赤星委員 市庁舎の1階にあります食堂の横から入る回転ドアなのですけれども、壊れているのか、ずっと使えないようにしてあるのですが、あれはどうする予定なのでしょうか。

管財課長 本年度予算において、回転ドアを外しまして通常のドアにする予算がついておりますので、本年秋ごろまでに改修を済ませる予定としております。

赤星委員 よかったです。市民の方から大変苦情をいただきましたので。あれは何年間ああいう状態だったのでしょうか。

管財課長 10年ぐらい、そうだったのではないかと思います。

赤星委員 ぜひ早く安全に通れるドアをお願いいたします。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、財務部所管分を終了いたします。

財務部の皆さんは、退出願います。

説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔財務部退室／企画管理部入室〕

委員長 これより、当委員会に付託されました陳情の審査を行います。

平成29年分陳情第24号 平成29年3月21日に私が提出した「情報公開の開示決定の決裁に行政管理課が加わることを求める陳情書」の総務文教委員会での審査で、行政管理課課長の答弁に重要な部分で間違いがあるので、再審査を求める陳情を議題といたします。

陳情文書表は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、まず、陳情書の概要を朗読させます。

事務局 〔陳情書の趣旨を中心に朗読〕

委員長 それでは、企画管理部に対して、何か質問等はありませんか。

竹田委員 当局として、これまでどのような対応をしてこられたのかお伺いいたします。

行政管理課長 この件について、県への問い合わせなどという一連のことでよろしいでしょうか。

竹田委員 はい。

行政管理課長 まず、県に問い合わせたことについて御説明させていただきます。まず、県に問い合わせしていないというようなことを陳情人のほうは申しておられますけれども、県への問い合わせは2回行っております。1回目は平成29年3月1日で、これは陳情があった直後になりますが、富山県が富山市とどのように異なった決裁のやり方をしているのかについて問い合わせをいたしております。問い合わせは、行政管理課の文書法規係の担当を通じて電話で行っており、富山市と意思決定のやり方は基本的に同じであるということを確認いたしております。さらに2回目といたしましては、総務文教委員会に出席する前に確認の内容に行き違いがないのかということ、念のため、再度の確認を行うために行ったものであります。確認は、平成29年3月16日に同じく文書法規係の担当を通じて電話で確認をいたしましたが、同様の趣旨の回答を得ています。これを踏まえまして、私は平成29年3月の総務文教委員会で答弁をしたものでございます。ほかにも陳情人の方は、何点か御指摘をなさっておりますので、そのことについても御説明させていただきたいと思っております。説

明の際には、資料を用意しております。県の起案用紙と富山市の起案用紙を用いて説明させていただきたいというふうに思っております。事務局のほうに資料をお預けしているのですが、配付させていただいてよろしいでしょうか。

委員長 はい。ただいま資料を配らせていただきますので、しばらくお待ちください。

事務局 〔資料 富山県と富山市の起案用紙様式を配付〕

行政管理課長 それでは、説明をさせていただきます。陳情のほうでは富山市の決裁について、富山県の事務決裁規程運用要領などを用いまして、市と県の決裁のやり方が異なるというふうに申しておられるわけですが、富山県の決裁規程の運用が実際どのようなになっているのか、富山市と実質的な違いがあるのかということについて、今度は電話ではなく、担当とともに私も直接県のほうに赴きまして確認を行ってまいりました。確認の日時は、先週の9月14日午後1時30分でございます。まず、富山県と富山市の規程がどのようなになっているのかについて、陳情書のほうに添付されてお

りました県の決裁規程を用いて2つを説明させていただきますと思います。お手元に富山県事務決裁規程一右肩のほうにページ数で123ページの何ページの体で記載してある資料があるかと思えます。この123の4ページ目のほうをお願いいたします。富山県事務決裁規程の第13条の第1項と第4項のほうをごらんいただきたいと思えます。この条文では、決裁に係る関係部局のことと、起案の順序について規程しているところでございます。第13条第1項ですけれども、「事案の内容が本庁の他の部局室課の事務に関係のあるものについては、当該関係部局の部局長及び室課長に回議しなければならない」とあります。回議というふうに規程しております。また、第13条第4項においては、「第1項の場合において、他の部局に関係のある事案については、主務部局内の回議を終えて当該関係部局の部局長及び室課長に回議しなければならない」とあります。これに相当いたします富山市の規程は、富山市文書取扱規程第19条第2項のほうにこのように規程しております。読み上げますけれども、「起案文書で他の部又は課の所掌事務に関係のあるものは、主務部課長に回議した後に、当該関係部課長に合議しなければならない」とされてお

ります。一般に意思決定の手続であります起案におきましては、直属の系統—ラインというふうに一般的には申しておりますけれども、そのラインの上司の承認を受けるための手続と、必要な場合に事務事業の連絡統一を図るために、直接所属関係のない部局の承認を受けるための手続がございます。県のほうでは、合議という用語を用いずに直属系統、いわゆるラインである主務部課長と関係部課長の手続をともに「回議」として規程しているものでございます。一方、富山市では、直属系統、ラインである主務部課長のものを「回議」、関係部課長のものを「合議」として規程しているものでございます。県での確認は、この規程ぶりが違うということ踏まえまして、富山市と差があるのか、起案順序がどうなのか、起案における決裁権者は誰なのかということについて、実際の起案用紙を用いて具体的に確認をしてまいりました。それでは、先ほど配付させていただきました富山市と富山県の起案用紙を用いて説明いたしたいと思います。初めに、富山市のほうを説明いたします。右肩のほうに富山市と記載のあります富山市の起案用紙をごらんください。説明の便宜上、仮定をさせていただきますが、仮に福祉保健部のA課が保有する公文書公開の決定

についての起案だといたします。その場合にA課の担当係員が、この起案用紙の中ほどにございますけれども、起案者欄に起案者名を記載して押印の上、福祉保健部のラインでそこに欄がございますが、中ほどの主管と書いてあるところに、係長、課長代理、課長、部次長、部長の順で起案が回り押印をしてまいります。その上で、情報公開の制度を所管しております企画管理部が関係部局といたしまして合議先になり、起案用紙の今ほどの欄の下のほうになります。合議欄というのがございます。そちらのほうに行政管理課文書法規係の係員から係長、行政管理課長代理、行政管理課長、企画管理部次長、企画管理部長の順で押印をするということになっております。この場合における決裁権者は福祉保健部長であります。企画管理部長、行政管理課長などは関係部局の合議先として決裁に参画しているということでございます。次に、県の場合を説明いたします。右肩に富山県と書いてある県の起案用紙をごらんください。ここからは県に確認した部分になります。富山県の場合も、仮定をして説明させていただきますが、仮に厚生部のA課が保有する公文書公開決定に対する起案だといたします。A課の係員が起案者となりまして、県の起案用紙

ですと、中ほどよりやや上のほうにありますけれども、起案者の欄があります。そこに起案者名を記載し押印の上、その少し下のほうに、知事、副知事の下のところには決裁欄がありますけれども、そちらのほうにA課の課員から順に課長、厚生部次長、厚生部長と厚生部のラインで一旦起案が回ります。その後、起案用紙には特別の欄はございませんけれども、今ほどのラインの下の方の欄を用いまして、関係部課長といたしまして、情報公開の制度を所管している文書総務課の課員、課長、経営管理部次長、経営管理部長の順で押印をすることになっております。この起案における決裁権者は厚生部長であり、経営管理部長、文書総務課長などは関係部局として起案に参画しているということでございます。以上を申し上げましたが、起案における順序、決裁権者、情報公開担当部課のかかわり方、ともに同一でございました。また、県の担当者からは、回議、合議と規程ぶりに違いはありますけれども、県のほうも情報公開事務における県の関係部課として経営管理部長、文書総務課長の回議はラインではなく、関係部局として、情報公開の制度上のチェックをしているというもので、実質的には、富山市と同じであるというふうに回答を得ております。

最後に、異議申立ての窓口としての公平性の影響について述べておられます。このことについても述べさせていただきますが、ことし3月の委員会での私の答弁は、情報公開の起案においてラインに準ずるような形で行政管理課が当事者として本起案に加わったら、処分の当事者がその妥当性について審査する審査会の事務局も担当していることになり、公平性と中立性の観点から適当ではないという趣旨で申し上げたものでございます。今ほど御説明いたしましたとおり、県への確認の結果、富山県は市と同様に情報公開担当部課の起案のかかわり方は関係部課としてのかかわり方で、当事者として加わっているものではないということでもありますので、県も市も同様であり、異議申し立ての窓口、事務局として公平性、中立性というものは保っていることになろうかと思っております。

委員長

ただいま当局から説明がありましたが、県のほうには私と副委員長で、今の説明の中に間違いがないかということを確認してまいりましたので、副委員長のほうからその趣旨を説明させていただきます。

副委員長

まず1点目、県文書総務課に夏ごろに、橋場

氏から問合わせがあり、その際、「電話での問合わせであったので、橋場氏がどこまで理解されたのかわかりませんが、回議や決裁の仕方について説明をしました」ということでございました。2点目は、先ほど行政管理課長から御説明があったとおりであります。富山県では合議という言葉が使われていませんが、実際は口頭では合議という解釈で処理されています。また様式の違いはありますが、富山市のやり方は富山県のやり方と全く同じであることも確認いたしました。3点目です。去る9月14日に一午後1時30分ですけれども、富山市の渡辺行政管理課長、それから大野主幹、船木係長が県文書総務課情報公開係の山田課長補佐を訪問し、情報公開の開示決定の決裁についてのやり方や様式などについて、改めて確認されたという事実を確認いたしました。これらを踏まえて、陳情の内容を見てみますと、陳情の趣旨として1つに、情報公開の開示決定における運用実態とその仕組みが、富山市と富山県では全く異なっているとありますが、先ほどからの説明のとおり、全く同じやり方です。2つに、情報開示における異議申し立ての事務の公平性について、富山県の事務処理のやり方であれば、当該事務の公平性に影響を与える不安は

ないという趣旨が記載されています。繰り返しになりますが、富山市と富山県の運用は全く同じでありますので、富山県と同様に富山市も当該事務の公平性を害するものでは、全くありません。3つに、こうした事務処理の手続などを県の担当課に確認した上で、平成29年3月定例会の委員会審査で行政管理課長が答弁されたわけですが、陳情者は、行政管理課は県に問い合わせをしていないとの主張であります。この点につきましては、先ほどの行政管理課長の説明のとおり、県文書総務課情報公開係へ電話での確認を2回されております。事実確認の報告は以上でございます。

委員長 ほかに御意見、御質問はありますか。

竹田委員 先ほどから、当局からの説明や副委員長からの報告をお聞きしておりますと、本陳情の内容につきましては、陳情者の事実誤認があること、また、陳情者は、富山県と同じ対応を希望されていますが、富山県と富山市が同じ運用をしていることが明確になりました。したがって、既に陳情者の願意のとおりになっているのであります。こうしたことから、本陳情には賛同できないものであります。

金谷委員

この陳情書を見ていますと、陳情書には、冒頭「行政管理課課長の答弁に重要な部分で間違いがある」とか、中段のほうには、「このような嘘の答弁では、富山市議会総務文教委員会の審査機能は骨抜きにされる」とか、「機能不全に追い込まれるのは確実」というような記述がありますし、さらには、最後の部分では「行政管理課課長の答弁は悪質な虚偽の答弁で構成されている」などと書いてありますけれども、本日の審査によりまして、全くの事実無根であることが判明いたしました。また、このような主張は、当局の説明員の皆さんですとか、市議会の名誉を著しく傷つけるものであり、本陳情は賛同できないというふうに思います。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

次に、念のために確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、引き続き、審査を続けます。
これより、平成29年分陳情第24号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

討論なしと認めます。

それでは、平成29年分陳情第24号についてお諮りいたします。

本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手する者なし〕

委員長

挙手なしであります。

よって、平成29年分陳情第24号は不採択とすることに決定いたしました。

これで、9月定例会の当委員会に付託されました、全議案の審査は終了いたしました。

委員長報告につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、平成29年9月定例会の総務文教委員会を閉会いたします。

平成29年9月定例会
総務文教委員会記録署名

委員長 高田重信

署名委員 松尾 茂

署名委員 赤星 ゆかり